

向 陽 会 会 則

[名称等]

第1条 本会は名古屋市立向陽高等学校（以下「母校」という。）卒業生の同窓会であり向陽会と称します。

2 本会の本部を、名古屋市昭和区広池町47番地、母校内におきます。

[目 的]

第2条 本会は会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とします。

[事 業]

第3条 本会は前条の目的を達成するため次の事業を行います。

- (1) 学年会、支部等の活動組織の運営
- (2) 会員基本台帳等の整備
- (3) 母校への後援
- (4) 会報の発行等による広報
- (5) その他本会の目的達成に必要な事業

[会 員]

第4条 本会は次の会員により組織します。

- (1) 正会員：名古屋市立第二高等女学校、名古屋市立高等実践女学校及び母校の卒業生並びにこれに準ずる者
- (2) 客員会員：正会員に該当しない母校の現教職員、旧教職員及びこれに準ずる者

[役 員]

第5条 本会に次の役員をおきます。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 執行役 若干名
- (4) 会 計 1名
- (5) 監査役 2名

2 役員は正会員中より本会則第8条に規定する執行役員会（以下「執行役員会」という。）が推薦し、本会則第9条に規定する代議員会（以下「代議員会」という。）の承認により選出します。

3 会長が必要と認める場合は会長代行をおくことができます。会長代行は副会長中より会長が指名します。

4 監査役は他の役員と兼任することができません。

5 役員の任期は1年間とし再任を妨げません。ただし、最長5年とする。

6 役員の欠員及び補充については執行役員会の定めるところによります。

[役員の仕事]

第6条 役員は次の仕事を行います。

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括します。
- (2) 会長代行は会長の命を受けてその仕事を分掌すると共に、会長に事故あるときはその仕事を代行します。
- (3) 副会長は会長を補佐するとともに、執行役としての仕事を兼ねるものとします。
- (4) 執行役は会務を分掌します。
- (5) 会計は本会の財務をつかさどります。
- (6) 監査役は本会の会計等を監査します。

[顧問、相談役]

第7条

- (1) 本会に特別顧問1名をおくことができます。特別顧問は母校の現校長を充てます。
- (2) 本会に顧問若干名をおくことができます。顧問は執行役員会の承認を経て会長が委嘱します。
- (3) 本会に相談役若干名をおくことができます。相談役は執行役員会の承認を経て会長

が委嘱します。

[執行役員会]

第8条 執行役員会は会長、会長代行、副会長、執行役及び会計の各役員により構成し、次の事項を行います。

- (1) 会務の企画、立案
 - (2) 代議員会に付議する事項の発議提案
 - (3) 細則の制定、改廃
 - (4) 執行組織の統轄
 - (5) 本会則で執行役員会の任務とされた事項
- 2 執行役員会が適当と認める場合は、構成員以外の者を出席させることができます。
- 3 前項の規定により出席を認められた者は表決に加わらないものとします。

[代議員]

第9条 代議員は会員を代表し代議員会を構成する者として、正会員中より正会員が推薦し、代議員会の承認により選出します、その定員は40名以内とします。また、任期は1年間とし、再任を妨げないこととします。

[代議員会]

第9条の2 代議員会は本会の最高決議機関として次の事項を行います。

- (1) 役員の承認及び代議員の選出
 - (2) 事業計画・予算承認
 - (3) 事業報告・決算承認
 - (4) 会則の改正
 - (5) その他執行役員会が必要と認めた事項
- 2 代議員会は毎年1回会長が招集する他、会長が必要と認めるとき及び5名以上の代議員からの要求があったときは臨時にこれを開催します。

[会議の成立要件等]

第10条 会議は構成員の過半数の出席により成立し、出席者の過半数により決します。委任状又は議決権行使書を有効とします。

[執行組織]

第11条 本会の執行組織として、事務局及び委員会等を設置します。

- 2 執行組織の構成等、細目については執行役員会の定めるところによります。

[活動組織]

第12条 本会の活動組織として、学年会、支部、その他の組織を設置します。

- 2 学年会は各卒業年の会員により構成します。
学年会には学年幹事をおき、学年会の取りまとめ、連絡調整等に当たります。
- 3 支部は地域、職域等の会員により構成します。
支部幹事については、前項の規定を準用します。
- 4 活動組織の構成等、細目については執行役員会の定めるところによります。

[会計]

第13条 本会の収入は、会費、寄付及びその他の収入によります。

- 2 本会の会計年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとします。

[個人情報保護]

第14条 本会が保有する個人情報については、第3条に定める会の事業の遂行に必要な範囲に於いて利用します。

- 2 前項に定める他、個人情報の取扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律その他法令の定めるところによります。

[会則の改正]

第15条 本会則は代議員会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができます。

[執行役員会への委任]

第16条 本会則に定めのない事項、及び本会則施行のため必要な事項については執行役員

会の定めるところによります。

附 則：

- 1 本会則は平成29年12月16日から施行します。
- 2 第13条第2項については、平成20年9月1日始期の会計年度から施行します。